個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">予約乗合ワゴン利用登録者名簿</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">企画部政策企画課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">お太助ワゴンの利用者情報の管理</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.生年月日、4.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">お太助ワゴンを利用する意思の有る者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの申請（代理申請含む）</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">お太助ワゴン受付センター委託先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）企画部政策企画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">■法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">ふるさと応援寄付金の寄附者情報</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">企画部政策企画課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">寄附の管理、お礼状と受領証発行、返礼品の送付、ワンストップ特例申請書受付のため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.生年月日、5.個人番号、6.寄附目的・金額</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">ふるさと応援寄付者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">寄付者からの申込み</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">ふるさと応援寄附金　受付管理事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）企画部政策企画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　　■無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">空き家所有者ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">企画部政策企画課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">空き家の実態を把握し適正な管理の促進を行う。</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.性別、3.生年月日等、4.住所、5.本籍・国籍、6.続柄、7.財産状況、8.要望・苦情、9.相談内容、10.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">空き家所有者及び管理者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの相談、本人から提出された書類、職員が調査等をしたもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県警察、安芸高田市市民部税務課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）企画部政策企画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	空き家情報バンク物件・利用者ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画部政策企画課	
個人情報ファイルの利用目的	空き家情報バンクへの登録、登録奨励金・サポート奨励金の交付	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.生年月日等、4.住所、5.本籍・国籍、6.続柄、8. 婚姻、9.職業、10.資格、11.財産状況、12.債権・債務、13.口座番号、14.家庭状況、15.親族関係、16.住居状況、17.施設入所、18.要望・苦情、19.相談内容、20.電話番号	
記録範囲	空き家情報バンク物件登録者 空き家情報バンク利用希望者 不動産業者	
記録情報の収集方法	本人からの相談、本人から提出された書類、職員が調査等をしたもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	広島県警察、安芸高田市市民部税務課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）企画部政策企画課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☑有　　□無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
備考	―	

別紙

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">住宅関連補助金交付者ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関の名称</td><td colspan="2">安芸高田市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">企画部政策企画課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">若者世帯新築等補助金、空き家改修補助金、社宅改修補助金、多世代同居支援事業補助金、定住促進団地購入補助金、優良住宅団地開発支援補助金の交付</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1.氏名、2.性別、3.生年月日等、4.住所、5.本籍・国籍、6.続柄、7. 婚姻、8.収入、9.財産状況、10.課税・納税額、11.納税状況、12.債権・債務、13.口座番号、14.家庭状況、15.親族関係、16.住居状況、17.要望・苦情、18.相談内容、19.電話番号</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">補助金の交付を受けようとする者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">本人からの相談、本人から提出された書類、職員が調査等をしたもの</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">広島県警察、安芸高田市市民部税務課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）企画部政策企画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>☑法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
☑有　　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">非該当</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">ー</td></tr>
</table>

別紙